ロ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、見物客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じるよう努めること。見物客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないよう努めること。

六　動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。

イ　譲渡業者にあっては、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を譲渡しに供するよう努めること。

ロ　譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあっては、可能な限り、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を譲渡し又は貸出しに供するよう努めること。

ハ　譲渡業者にあっては、施行規則第十条の九第一号に掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たって、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。

(1)　性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報

(2)　平均寿命その他の飼養期間に係る情報

(3)　主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

(4)　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

(5)　(4)に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）

(6)　性別の判定結果

(7)　生年月日

(8)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(9)　当該動物の病歴、ワクチンの接種状況

(10)　施行規則第十条の九第一号イからホまで及び本号ハ(1)から(9)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

ニ　届出をして貸出業を行う者にあっては、施行規則第十条の九第三号に掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たって、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。

(1)　主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

(2)　性別の判定結果

(3)　生年月日

(4)　当該動物の病歴、ワクチンの接種状況

(5)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(6)　施行規則第十条の九第三号イからホまで及び本号ニ(1)から(5)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

七　その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

イ　第二種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

ロ　疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

ハ　毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

ニ　動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

ホ　動物の譲受け、譲渡し、繁殖、死亡等の取り扱う動物の増減の状況について記録した台帳を調整し、これを五年間保管すること。

○防衛省告示第八十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用の条件変更が平成二十五年四月二十四日次のとおり決定された。

平成二十五年四月二十五日　防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎共同使用の条件変更

施設番号	施設名	所在地名	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	民間航空機の乗り入れのための使用条件を現在認められている最高一日七便の範囲の中で、いかなる航空運送事業者でも任意の機種（中型機以下に限る。）で任意の国内路線を就航できるよう変更する。

○東北地方整備局告示第百二十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月二十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人ふくしま建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	木村　壽夫、松崎　俊昌
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年三月三十一日

○関東地方整備局告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十五日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　百二十六号

三　指定する道路の部分

区間　幅員　延長

東金市山田字坂東二一二番二から同市丘山台一丁目一〇番まで　九・八九～一一・八メートル　四・〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年四月二十六日

○関東地方整備局告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十五日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日　関東地方整備局長　森北　佳昭